



埼玉県報

第405号
令和5年(2023年)
4月18日
火曜日

目次

告示

- 指定納付受託者の指定 (情報システム戦略課)
- 自動車税(種別割)等のクレジットカード納付受託業務に係る指定納付受託者の指定(税務課)
- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告 (入札課)
- 令和5年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施 (みどり自然課)
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 秩父用水土地改良区の役員就退任届 (秩父農林振興センター)
- 児玉土地改良区の役員退任届 (本庄農林振興センター)
- 荒川中部土地改良区の役員就任届 (大里農林振興センター)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 埼玉県警察本部分庁舎(宮原)ほか45施設で使用する電気に関する入札公告 (会計課)
- 交番等で使用する電気(低圧電力)に関する入札公告 (会計課)
- 特定計量器定期検査(集合検査)(計量検定所)
- 特定計量器定期検査(指定定期検査機関の巡回検査)(計量検定所)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の指定 (熊谷建築安全センター)

告示

埼玉県告示第四百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 サービスの名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

サービスの名称	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県電子申請・ 届出サービス	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋	令和五年四月一日 から令和六年三月 三十一日まで

二 指定をした日

令和五年四月一日

告示

埼玉県告示第四百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる県税の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 県税、指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間

県 税	指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名	指 定 期 間
クレジットカード（JCB、American Express、Diners Clubs）を利用して納付される自動車税（種別割）、個人事業税及び不動産取得税	東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎	令和五年四月一日 から同年六月三十 日まで
クレジットカード（VISA、Mastercard）を利用して納付される自動車税（種別割）、個人事業税及び不動産取得税	大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号 三井住友カード株式会社 代表取締役社長 大西 幸彦	令和五年四月一日 から同年六月三十 日まで

二 指定をした日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約1,680,000部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指定する場所及び広報課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 沼田 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 6 月 30 日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 6 月 29 日（木）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 6 月 30 日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和 5 年 6 月 30 日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年6月7日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年5月8日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 1,680,000
copies per month

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, June 30, 2023

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, June 29, 2023

In Person: 10:00 am, Friday, June 30, 2023

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告示

埼玉県告示第四百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年七月二十日（木）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年七月三十日（日）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年八月二十三日（水）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年九月九日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和六年一月二十七日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和五年十二月二十日（水）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

○センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別に鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱 い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務において、令和五年五月二十六日から配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期日	会場	提出期限
令和五年六月三十日(金)	三郷市文化会館	令和五年六月二十二日(木)
令和五年七月九日(日)	東松山市民文化センター	令和五年六月三十日(金)
令和五年八月五日(土)	加須加須市加須文化・学習センター	令和五年七月二十八日(金)
令和五年八月十日(木)	深谷市花園文化会館 アドニス	令和五年八月二日(水)
令和五年八月十八日(金)	秩父市歴史文化伝承館	令和五年八月九日(水)

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者
(2) 令和五年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において、令和五年五月十七日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、秩父用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	岩崎 守雄	埼玉県秩父市上宮地町三十三番九号
理事	堀口 義正	同 大野原三千三百一番地
理事	長島 敏夫	秩父郡横瀬町大字横瀬三千三百三番地
理事	岩田 豊太郎	秩父市中村町四丁目十一番四号
理事	富田 哲夫	秩父郡横瀬町大字横瀬四千九百九番地
理事	吉川 稔	秩父市柳田町二番三十七号
理事	福島 秀雄	同 黒谷六百三十二番地三
監事	富田 能成	秩父郡横瀬町大字横瀬四千百番地三
監事	今井 敏男	同 同 四千二十一番地
監事	西 和孝	秩父市大野原七百八十三番地
監事	町田 勝一	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保七百八十六番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	杉田 守正	埼玉県秩父市黒谷六百七十九番地一
理事	堀口 義正	同 大野原三千三百一番地
理事	長島 敏夫	秩父郡横瀬町大字横瀬三千三百三番地
理事	西 光秋	秩父市大野原七百八十三番地
理事	岩田 豊太郎	同 中村町四丁目十一番四号
理事	富田 能成	秩父郡横瀬町大字横瀬四千百番地三
理事	吉川 稔	秩父市柳田町二番三十七号
監事	岩崎 守雄	同 上宮地町三十三番九号
監事	今井 敏男	秩父郡横瀬町大字横瀬四千二十一番地
監事	富田 哲夫	同 同 四千九百九番地

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
児玉土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が
あった。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 笠原 政尚 埼玉県本庄市西富田四百八十三番地

告 示

埼玉県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川中部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	峯岸 克明	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢七百五十四番地八

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三五―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字辻八十六―一、百―一

埼玉県川口市大字三ツ和二千九百七十二―一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百七十立方メートル

告示

埼玉県告示第四百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字上新郷字並木六千四百七十番一 外九十二筆及び地先道路

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百七十五・七三立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四九―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県行田市佐間千五百四―一 外十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百八十六立方メートル

告示

埼玉県告示第四百八十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四五―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市道目字下悪土千五百八十四番 外五十二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一―一号 千五百九十・三立方メートル

一―二号 六百四・四立方メートル

二号 百六十九・二立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか45施設で使用する電気 契約電力7,527キロワット 予定使用電力量26,984,133キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和5年8月1日（火）から令和6年7月31日（水）まで。ただし、令和6年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部分庁舎（宮原）ほか45施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業者区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月14日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月13日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月14日（水）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年6月14日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年6月7日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 5 年 5 月 8 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at branch office (Miyahara) of Saitama Prefectural Police Headquarters and 45 other facilities(Contract: 7,527 kW estimated kWh: 26,984,133 kWh).

(2) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m.

June 14, 2023 By mail; 5:00 p.m. June 13, 2023 In person; 9:50 a.m.
June 14, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

交番等で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量2,569,261キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和5年8月の計量日から令和6年8月の計量日の前日まで。ただし、令和6年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生

手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月9日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年6月9日（金）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年6月9日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年6月5日（月）午後2時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 5 年 5 月 8 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

(Low-tension) Electricity used at police boxes and other police facilities (estimated kWh: 2,569,261 kWh)

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system: 9:50 a.m.

June 9, 2023 By mail: 5:00 p.m. June 8, 2023 In person: 9:50 a.m.

June 9, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年四月十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
松伏町	令和五年五月二十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場駐車場
吉川市	令和五年五月二十三日及び同月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所駐車場
八潮市	令和五年五月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市民文化会館・勤労福祉センター専用駐車場
三郷市	令和五年六月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館駐車場
	令和五年六月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター駐車場
	令和五年六月五日及び同月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所駐車場

神川町	令和五年六月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	神川町役場北側車 庫
寄居町	令和五年六月八日及び 同月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	寄居町役場駐車場
上里町	令和五年六月十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	旧上里町中央公民 館駐車場
本庄市	令和五年六月十三日か ら同月十五日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市役所前庭駐 車場
	令和五年六月十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市児玉文化会 館（セルデイ）駐 車場
美里町	令和五年六月十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	美里町役場東側駐 車場
深谷市	令和五年六月二十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所花園公 民館駐車場
	令和五年六月二十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所岡部公 民館駐車場
	令和五年六月二十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所川本総 合支所駐車場
	令和五年六月二十三日 及び同月二十六日から 同月二十八日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷公民館第二駐 車場

			鴻巣市						上尾市
令和五年七月二十八日		令和五年七月二十七日	令和五年七月二十四日から同月二十六日まで	令和五年七月七日	令和五年七月六日	令和五年七月五日	令和五年七月四日	令和五年七月三日	
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
鴻巣市川里農業研修センター敷地内	敷地内	鴻巣市吹上地域体育施設（コスモスアリーナふきあげ）敷地内	鴻巣市役所敷地内	上尾市大石支所西側駐車場	上尾市平方支所駐車場	上尾市原市支所・保育所北側駐車場	上尾市文化センター第二駐車場	上尾市上平公園南口駐車場	

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和五年四月十八日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
松伏町	令和五年五月二十二日から八月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	令和五年五月二十三日から八月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	令和五年五月二十五日から八月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	令和五年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
神川町	令和五年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

寄居町	上里町	本庄市	美里町	深谷市	上尾市	鴻巣市
令和五年六月八日から九月七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和五年六月十二日から九月十一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和五年六月十三日から九月十二日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和五年六月十九日から九月十五日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和五年六月二十日から九月十九日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和五年七月三日から十月二日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和五年七月二十四日から十月二十三日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
同	同	同	同	同	同	同

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年四月十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年四月十 八日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字三町字殿荒久九百三十 三番一、九百三十四番一、九百三十五番一	指定に係る道路の位置
八〇・七〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)